

議案第 23 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
ることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に
より、本議会の議決を求める。

平成 11 年 3 月 11 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 11 年 3 月 24 日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年三朝町条例第 1
9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 下畑地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

旭南地区農業集落排水処理施設	三朝町大字牧	旭南地区
木地山地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字木地山	木地山地区
助谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字助谷	助谷地区

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定中助谷
地区農業集落排水処理施設に関する部分は、規則で定める日から施行する。